

令和3年第1回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 議案第1号 令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について
2. 議案第2号 令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
3. 議案第3号 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事請負契約の一部変更について
4. 議案第4号 財産の取得について

令和3年第1回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年1月13日（水曜日）

10時00分開会

11時02分閉会

出席議員（10名）

1 番 議 員	竹 本 文 直	2 番 議 員	西 森 常 晴
3 番 〃	岡 田 良 成	4 番 〃	片 岡 智 準
5 番 〃	大 野 弘	6 番 〃	西 森 久 雄
7 番 〃	野 村 安 夫	8 番 〃	左 京 憲 昌
9 番 〃	藤 崎 源 彦	10 番 〃	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	町 民 課 長	津 野 彰
保健福祉課長	片 岡 明 徳	産業建設課長	片 岡 伸 二
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回仁淀川町議会臨時会を開会します。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、野村安夫君、8番、左京憲昌君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。大石町長、挨拶。

○町長 明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりましたが、本年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は新年早々の臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の1日の感染者数は日本全国で7,000人を超えるなど、感染の拡大に歯止めがかからず、政府は、1月7日に、関東1都3県に対して緊急事態宣言を出しました。また、関西2府1県を含む7府県に対し、本日にも緊急事態宣言を出すようにしております。高知県では、感染者数が減少傾向になってはいるものの、引き続き高い感染率となっており、感染症に対する対応の目安は特別警戒となっております。

本町においては、町民の皆様のご協力により、感染者は確認されておきませんが、濃厚接触者の報告など、感染リスクが高まっておりますので、引き続き新しい生活様式を実践していただき、人との距離の確保やマスクの着用、手洗いや手指の消毒、咳エチケットなど、一層の感染予防対策をお願いいたします。また、緊急事態宣言の対象地域など、県をまたぐ移動は必要最小限とし、どうしても必要な場合は感染防止対策の徹底をお願いするとともに、大人数や長時間に及ぶ飲食など、感染リスクが高まる行動の自粛にご協力をお願いいたします。

さて、本議会臨時会に提案しております議案につきましては、コロナウイルス感染症対策に係る補正などの一般会計予算及び簡易水道事業特別会計予算の補正や工事の変更契約、財産の取得に関する議案の4件を提案させていただいております。提案理由につきましては、副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、議案第1号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第6、議案第4号、財産の取得についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第7、執行部に提案理由の説明を求めます。議案第1号から議案第4号まで一括して、片岡副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度仁淀川町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,589万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正による。

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

まず、歳入でございますが、7ページの18款の繰入金は、財源調整による財政調整基金繰入金56万円の減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、詳細につきましては、8ページから10ページをご参照ください。

8ページの2款総務費は、コロナウイルス感染症対策に係る補正でございます。

11節役務費及び12節委託料は、大渡地区にあります大渡コミュニティセンターを濃厚接触者等の一時待機施設として利用できるよう改修しようとするものでございまして、役務費に耐震評定の手数料26万3,000円を、委託料に設計委託料490万円、耐震診断委託料480万円を補正しております。

17節備品購入費の557万7,000円は、小中学校に配備するサーモグラフィーカメラ及び放課後子ども教室に配備する除菌消臭器の購入費でございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、新型コロナウイルス感染症対策成人式中止・延期支援金50万円は、成人式の延期に伴い、出席予定者が負担しなければならなくなった不測の費用の一部を補助するための補正。仁淀川町飲食店等緊急支援金760万円は、年末年始の収入が大幅に減少した飲食店等を支援するための補正。仁淀川町原木流通管理ＩＣＴ実践推進事業費補助金220万円は、原木流通管理システム情報端末導入費用を補助するための補正。その他は、支出見込みによる減額補正となっております。

19節扶助費の学生支援給付金1,000万円は、アルバイト収入の減少等により学生生活への影響が顕著になっている状況下にある大学生等に1人当たり10万円を給付するための補正でございます。

9ページをお願いします。

9ページの4款衛生費は、簡水会計繰出金550万円の減額でございます。

10ページの5款農林水産業費は、有害鳥獣の捕獲増に伴う買上金110万円の補正でございます。

以上の結果、補正額の合計は56万円の減額補正となっております。

議案書に戻っていただいて、2ページをお開きください。

議案第2号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

別添の令和2年度仁淀川町特別会計補正予算書（簡易水道事業）（第2号）の1ページをお開きください。

令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度仁淀川町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,576万5,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

歳入歳出の詳細は7ページから9ページをご覧ください。

まず、歳入では、8ページの11款町債にございますとおり、公営企業会計適用債650万円の起債の同意が得られたため、町債を増額し、1ページ戻っていただきまして、7ページの一般会計繰入金を減額しております。

また、歳出では、9ページにございますように、土居配水区のポンプの故障の影響により修繕料の不足が見込まれるため、100万円を補正しております。

以上の結果、歳入歳出の補正額は100万円となっております。

議案書に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第3号、令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事請負契約の一部変更について。

下記工事の契約の一部を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度地方創生道整備推進交付金事業町道寺村大板線改良工事 |
| 2. 契約金額 | 変更前 5,412万円 |
| | 変更後 6,657万2,000円 |

3. 契約の相手方

株式会社不二土木

代表者 住 所 吾川郡仁淀川町寺村1459番地

氏 名 代表取締役 尾崎二徳

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、議会に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約におきまして、500万円以上の契約変更であるため、議会の議決を求めるものでございます。令和2年7月の臨時議会で議決を頂き、施工中の町道寺村大板線改良工事におきまして入札減等により割当て残となっています交付金を活用し、落石防止網によるのり面対策等を追加し、事業の早期完成を図るものでございます。

この契約変更により、契約金額が1,245万2,000円の増額となるもので、当初2月6日としておりました工期を3月24日まで延長いたしたいと考えております。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案第4号、財産の取得について

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 契約の目的 | 令和2年度大崎診療所備品（X線CT装置）購入事業 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 1,902万4,500円 |
| 4 契約の相手方 | 中澤氏家薬業株式会社 |
| | 代表者 住 所 南国市伊達野501番地 |
| | 氏 名 代表取締役社長 中澤栄一郎 |

令和3年1月13日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、大崎診療所備品（X線CT装置）購入事業の公募型プロポーザルを実施した結果、別紙、参考資料にありますとおり、中澤氏家薬業株式会社が落札し、12月22日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で提出議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第 8、質疑を行います。

議案第 1 号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。西森常晴君。

○ 2 番 18 節の新型コロナウイルス感染症地域経済対策支援金、減額 2,200 万円、新しい生活様式導入支援金、減額 1,000 万、もう一度詳しく説明をお願いします。

○議長 古味企画課長。

○古味企画課長 西森常晴議員の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症地域経済対策支援金の減額でございますが、去年、9 月議会で補正で上げさせていただきました。当初、9,270 万円で、個人事業者が約 222 事業者を対象としておりました。また、法人事業者、84 事業者を対象としておりましたが、12 月現在で、個人事業者が約 20 事業者、法人事業者が 20 未満ぐらいの実績でございます。まだ完全な集計ができておりませんので、今回、支出見込みとして 2,200 万円の減額をさせていただきます。実績が出ましたら、3 月議会でもまた減額の可能性はございます。ほぼ、個人事業者、法人事業者とも、当初の計画の 25% ぐらいに達するんじゃないかと思っております。

続きまして、新しい生活様式でございます。町内事業者、空気清浄機、消毒液、マスク等の機材や消耗品の購入に対しての支援金でございます。これも 9 月議会に 1,987 万 5,000 円を計上させていただきました。現在、申請、それから補助終了分は、町内事業者が約 50 件、それから、個人のほうで光回線のモバイルルーター購入事業費として 1 件出ております。それで、注文が殺到して、まだなかなか機材が入ってこないという部分はあるんですが、商工会等との協議の上で、今後の支出見通しとしては、1,000 万円程度は減額しても、十分予算的に間に合うんじゃないかと考えております。また、12 月いっぱいでした購入期間も 1 月いっぱいまで延ばして、より多くの方に活用してもらうような形をとっております。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。若藤敏久君。

○ 10 番 12 節の委託料なんですが、大渡のコミュニティセンターを濃厚接触者の施設にするというようなことで説明があったんですが、この設計委託料に 490 万円、耐震診断の委託料に 480 万円、なぜこういったような設計と診断委託料にかかるのかということと、最終的に工事費は幾らぐらいを見積もっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長 執行部。片岡総務課長。

○片岡総務課長 若藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この大渡コミュニティセンターは昭和54年の3月に完成しております。旧耐震という形になりますので、実際に中へ入られる方等のことも考慮して、耐震診断、耐震設計のほうを行うということになっております。設計委託料及び耐震診断委託料につきましては、設計の図書による計算によりまして、その部分で算定しておりますので、実際に入札等によりまして減額にはなろうかとは思いますが、設計金額のほうを予算計上させていただいております。

なお、まだその設計等出ておりませんので、耐震に係る改修費等についてはまだはっきり出ておりませんが、4,000万円程度ではないかというような見込みを立てております。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。9番、藤崎源彦君。

○9番 予算書8ページの19節の学生支援給付金1,000万円ですかね。これは、先ほどの説明ですと、1人当たり10万円ということですが、もうちょっと詳しく説明してほしい。

対象となる学生は、仁淀川町在住の両親がいて、その扶養になっている子供ということになると思うんですけど、両親がこっちに住所を置いておいて、子供が住所が違うという場合もあります。それと、今春卒業する学生は対象にならないかどうか。それと、大学生といっても、4年制の大学、短大、それから専門学校、その辺の対象をもう少し詳しく説明してもらいたいと思います。

○議長 竹本教育長。

○竹本教育長 ただいまの藤崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、対象となる学生ですけれども、ご質問にありましたように、現在、学生さん自体は町内に住所を有していなくても、保護者、扶養者となられる方が町内在住であれば、その子供として認めることとしております。

また、今春卒業の大学生につきましても、現在のところ、対象とすることとしております。

それから、大学生の範囲ですけれども、大学生としておりますけれども、要綱の中で、短期大学、それから高等専門学校、高専の4年生、5年生、それから、大学と同等とみなされる専門学校等の学生さんも対象とすることとしております。

以上でございます。

○議長 答弁漏れ。対象人数を問うておと思うんですが。

○竹本教育長 対象人数ですけども、大体100人程度おられるんじゃないかというふうに見込んでおります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。岡田良成君。

○3番 先ほど若藤議員から大渡の集会所の件についてお話がありました。今、お話を聞きますと、4,000万円ぐらいの改修費が要ると、こういうお話だったと思うんですが、実際に改修工事に4,000万円入れるか、あるいは、新築するほうがそれだけの工事費でできるんじゃないかというふうに思いますので、次の課題にしますが、一応検討してもらいたいと、このように思います。今言っていることは、4,000万円かけて耐震工事をやるか、新しくしても4,000万円ぐらいでできるんじゃないかというふうな思いがあるから、そういう発言をしております。次の課題で結構です。

それと、8ページの仁淀川町原木流通管理ICTということで200万円の予算を組んでおられますけども、これも、もう少しどういう内容なのか、これはどこに補助が行くのかというご説明を願いたいと思います。

○議長 執行部。産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員のご質問にお答えさせていただきます。

原木流通情報共有システムという事業を今年度500万円でしておりまして、その管理システム導入後のパソコン、それからiPad等を事業体のほうに購入する部分の補助金ということになっております。

原木流通共有システムでございますけれども、仁淀川町森林管理推進協議会を中心とした川上から川下までの原木の流通情報、それをICT化しましてシステム管理をし、川下が必要とする材を川上側にリアルタイムで流すことによって川下の要求に対応すると。また、川上側が1日で生産される造材料、そういう情報をその日のうちに川中、製材というか、材の供給元になりますけれども、原木の取扱い量が調整できるようになりまして、狭い土場でも、今後計画されている増産、集荷材、材積等の対応が可能になると、そういうようなシステムを今構築しておりますので、それに対応するために事業体に補助するものでございます。

○議長 岡田良成君。

○3番 今の説明は非常に分かりやすいようで分かりにくいというふうに思います。といいますのは、今現在の市場がどうなっているかというのを調べるわけだと思うんですよ。

川上から川下にどれだけの材料が必要かと、こういうことだと思いますけども、私は今、林業関係の仕事も若干かじり出してますけども、もっと流通についても、やはり皆さんが、企業が努力してそれぞれやっておられる。今、かなり森林組合の補助があります。出します。今までもいろんなことを指摘してまいりましたけども、私は、本当にそういうふうな補助金が要るんだらうか。もっと簡素に、情報システムあるいは人の交流の中で、これだけの材料が要るんだからこれだけの生産が要るといふぐらいのことは、当然、1つの企業であるならば、やっぱりもっと情報を収集して、あるいは市場の関係も調べて、やることのできるんじゃないかなと。今、どんどん補助金を出す。金が要ると言ったら補助金を出す。今、森林組合、後で申し上げますけども、随分補助金が出ていますよ。だから、もう少しこの金の有効、将来の仁淀川町の財源を考えたときに、どうなるのかと。もう少し真剣に皆さん方が考えていかなければ、仁淀川町の将来はない。

本当にそれぞれ企業はコロナの関係で非常に苦慮しています。そういうことを考えたときに、先ほど申し上げましたけども、大渡の集会所も4,000万円あったら新しいものができますよ。古いものを耐震して直すのか、あるいは全部撤去して新築をこしらえるのかと。そういうふうな、いろんな意味で、仁淀川町が将来に対して損得のない、将来に残るような施設をこしらえる、費用対効果を考える、私はそういうことをもう少し真剣に考えていただかなければ、4,000万円というお金も大きいです。

そしてまた、今、補助金にしても、これは企業が努力していればできると思うんですよ。どんどん補助金を出して、あと残るのは、仁淀川町の町民が税の徴収をしなきゃならない、そういうおそれがあります。だから、もう少し、森林組合に対する補助金、林業関係の補助金、いろんな角度から調べてですよ。私も愛媛県の久万町から随分聞いております。仁淀川町が一番補助金がいいですよ、林業関係で。これをまた、今も言うように、ICT何とかというのもの、これは仁淀川町だけじゃないでしょう。川上から川下。それをうちが発案をせないかんものなのか。もっと仁淀川町の町民に対して還元のできるような補助金の支出を考えてもらいたい。私はそのように思います。これからどうしてもこういうことをやらないかんのですか。もう一度答弁ください。

○議長 ただいまの質問に対して。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員の再質問にお答えいたします。

これは、森林組合だけではございませんで、町内13事業体に対しての補助金でございます。ICT化は県内でもあまりまだ進んでいないところではございますけれども、仁淀川

町、越知、佐川とともに国の成長産業モデル事業の指定を受けておりまして、そういう新たな流通システムの構築というものも図りながらやっていきたい、そういうような考えから、今年も原木の流通システムの構築というものを国の補助を頂きましてやっております。その実現に向けた端末、そういうものの整備をこの事業で行っていききたい、そのように考えております。

以上です。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 岡田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

大渡コミュニティセンターの改修の件であります。現在の大渡コミュニティセンターは、元吾川村のときに防災センターという形で設置されておりました。そういう形で、中に3部屋ほど、個人といいますか、人が居住できるスペースがございます。また、大広間等、それと、浴室等を準備したような施設になっております。そういう中で、現在、1室のみ、水とか、そういうものが利用できる部屋が1室ございますので、その部屋だけを、今のところ、濃厚接触者等が利用できるというような格好の施設で、利用できるような形をとっております。ただ、物が古いので、ようやく動くような状態となっております。そういう部分を利用しながら、今回のコロナ対策では他の部屋も利用できるような形で改修をしたらどうかということで、その中で、昭和54年の3月の建物でございますので、耐震診断もして全体的な建物の安全性を図りたいということで、現在、設計委託料、耐震診断委託料という形で設計したものを上げさせていただいております。

なお、大まかな見積りをいたしたときに、4,000万円程度耐震費用等がかかるのではないかというお話を頂いておりますので、その費用については、設計が終了しないとかなかはっきりした数字は出ないということでご理解を頂きたいと思っております。

○議長 岡田良成君。3回目です。

○3番 総務課長、今言うのは、計画の段階ですからこうですよという話は理解します。しかし、今、古いもの、54年にこしらえたものを耐震してやるほうが価値があるのか。あるいは、4,000万円ぐらいかかれば、それだけの今説明した部屋もできるんじゃないかというふうに思うのであって、これはこうしなさいじゃないですけども、結果的にどっちが得かということをよく考えていただいて、耐震が480万円、何やらで900万円ぐらい費用がかかる、4,000万円かかるというようなことになるんだったら、建て替えて、いつそのことのけて、新しいもの、立派な、50年物を耐震で直すよりは、できるんじゃないかなとい

うふうな提案です。こうしなさいじゃありません。

それと、課長にお尋ねしますけども、先ほど13事業と言いましたよね。（聞きとり困難）それから、今言う森林組合というところは、総合的な越知・佐川のそういう事業だと思うんですよ。今、我々が1つの企業として考えれば、システムの分かるけども、やはりこの頃は営業しなきゃ売れないんですよ。生産ができたら、川下から川下へ出たは出たけど、いわゆる営業しな売れないんですよ。販売しようと思っても。だから、いろんな問題があると思うんですよ。だから、無駄な金を使わんようにというのが私の提案ですわ。だから、今後、いろいろ問題は出ますけども、やっぱり無駄なお金を使ったら困る。費用対効果、町民に納得していただけるようなお金の算出をしてもらいたい。

先ほども申し上げましたけども、今の林業関係には特段の補助がいつています。愛媛県の久万町から聞きましたけども、随分いろんなことでうちは優遇されていますよ。優遇するのはいいけど、企業はそれだけの企業がそれだけの事業を展開してもらおう。今は森林組合あるいはその他に補助がいつていますけども、町民にはあまり還元されておられませんよということだけ苦言をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 先ほど副長の説明で、18節のいわゆる新型コロナウイルス感染症の関係で2,200万円の減額ということなんですけれども、20業者を対象にされたということで、けど、何点か伺いするんですけど、コロナはこれからの話なんですけども、これは、令和3年度で対応できるように、令和2年度の補正としてはこれで終了するという意味合いの計上でしょうか。それとも、この20業者、一応、ほかにはないからということで、一旦は打ち切るということなのか。

それと、20業者しかないというふうにも考えられるということは、条件が非常に厳しくて、この対象内に入られなかったのか。けど、条件が一定、微妙なところにおられるという業者さんがあれば、2,200万円のこのお金を経済対策の支援金として支援をすべきじゃないかなというような印象が持たれます。そこら辺りを全てクリアして、この金額、取りあえずは一旦は2,200万円の減額にしたのか、新たに令和3年度にこの分を計上してやったのか。

それから、条件の緩和の余地が本町としてはないのかどうか。というのは、これは私も新聞、テレビやらで知る範囲なんですけど、この条件というのは非常に線に各事業者さん

が苦慮されていると。というのは、やはりいろんな条件が含まれてくると思うんですね。だから、今回、支援されるというような、例えば50%という1つの線引きをされていますが、そこら辺りも非常にボーダーラインで厳しいと。そんな線に今回のこの本町のコロナ対策の支援金が引っかかって駄目なのであれば、救済できるような手だてというのをいま一度考えてみてはどうかなということなんですが、そこら辺り、答弁願えますか。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部。古味企画課長、答弁。

○古味企画課長 片岡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症地域対策支援金でございますが、ちょっと私、言い間違いもあったかもしれませんが、当初、予算化するときに、個人事業者、個人経営者の前年前期の売上げが100万円以上の事業者が222事業者ございまして、その約9割ぐらいが予算化としておりまして、約200業者を対象としておりました。それで、先ほど、私、数字を言い間違ったかもしれませんが、12月中旬現在で、個人のほうは約50事業者が申請、それから支払いのほうを終了しております。それで、法人事業者のほうが、全体で84事業者の約9割で、75事業者を対象と見込んでおりました。それで、先ほど申したように、法人のほうは20事業者弱ぐらいで、最終的に決定されるのが、個人も法人事業者も25%程度になるんじゃないかと思っております。改めて訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 片岡副町長。

○副町長 片岡智準議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の支援金、また、感染症対策の支援金、2つの支援金の減額につきましては、まず、経済対策支援金2,200万円の減額でございますけども、これにつきましては、昨年、第1波のときの4月、5月、6月、7月の減収を調査しまして、これで、年間で申しますと30%程度の減収に該当する事業者を対象とするということで取り組んできたところでございます。国のほうの給付金は、200万円もしくは100万円の給付金は50%の減収ということでございましたので、これに、なかなか条件的に厳しく、しかし減収があるところをカバーするというので、この支援金を設けたところでございます。

また、感染症予防のための新しい生活様式導入支援金につきましても、これは町内の皆様方に使っていただくということで、事業者さんにお配り、支援をしたところでございますが、まず、これにつきましては、こういう形で結果としてなりましたので、一旦、こういう形で、この部分については終了させていきたいと思っております。

ただ、一方で、ご質問にありましたように、様々な支援が必要になってまいりますので、それと、また新しいものを、例えば今回でありますと、飲食店等の緊急支援金などを組みながら、コロナ対策の国から頂ける交付金を、現段階で1次、2次の交付金で3億1,500万円余りございますけれども、これを有効に活用するという形で整えてまいりたいと思っておりますので、一旦、この当初の支援金は終わりますけど、また別の形を考慮しながら組み替えていくということで有効活用してまいりたいと思っております。

具体的には、また3次の補正での交付金も予定されておるようでございますので、こちら辺も見ながら、主に繰越事業になろうかと思いますが、3月補正で最終形を整えて支援の体制を整えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ほかに質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 関連で、続きまして、いわゆる条件の関係でちょっとお尋ねしたいんですけれども、ボーダーライン的に、本町は30%ということで、かなり下げて対応されたというような印象を持ちました。ただ、そんな中でも、やっぱりこの部分をというので救済ができる分については救済できるような形で、一律に30%、極端に言ったら、31%と29%というのは事実上はあまり差のない印象の感覚なんですよ。だから、そこら辺りを対応できるような形でこの支援のほうは積極的に進めていった。いわゆる救済をできるような形でやっていただけたらなということを、ひとつこれは意見として申し上げて、終わります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。左京憲昌君。

○8番 先ほどの岡田議員の質問と重複することがあるかも知れませんが、大渡のほうの待機場所として整備をするというお話でございますが、待機場所として造ったとしても、それを支援する方が本当に大渡のところでできるのかということ、後のフォローは大変になってくるんじゃないかと思うんですが、これは、ずっと今からその施設を使うことを考えなくても、住宅というのはふんだんにある状態だと思うんですが、極端なことを言うと、災害時の避難住宅、そういう形で、旧吾川中の運動場に造るとか、以後のサポートを考えた施設。例えば、そこについて、こういう設計委託とか耐震診断委託とか、そういうことを抜きにして、やっぱり地元の大工さんがやれば、3部屋ぐらいのものをある期間を定めて使うという目的にさえすれば、簡単なことを言えば1,000万円もあればできる仕事だと思うので、わざわざそれに大きなお金をかけるのはやめませんか。どうでしょうか。ご検

討いたきたいと思います。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回提案させていただいておりますのは、濃厚接触者の方が家とかでは心配なのでという待機場所というようなお話で上げさせていただいております。もちろん感染すればそういった相応の対応が必要となりますので、そういう方は保健所の指示に従っていただいて、そういう対応のできる場所になろうかと思いますが、例えば、保健師さんが感染者のところへ行って濃厚接触になったと、家に帰るのはちょっと考えなければならないとかというような場面も想定されます。また、住民の方でも、そういうような場合に、どうしても家のほうではなくてというのがあります。ただ、そういうときのための施設として、今回のコロナ対策費を利用させていただいて改修ができるということで、現在、計画させていただいております。

それぞれご提案のとおり、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、現施設を今の状況で利用しながらできるという形がありましたので今回提案させていただいておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長 左京憲昌君。

○8番 今のお話ですと、一般財源はほとんど使わないで、国、県の資金を使うということとできるということに理解してよろしいわけですか。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回のコロナ対策の臨時交付金を活用して行う事業とさせていただきたいと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

○片岡総務課長 失礼しました。一般財源につきましては、全体的なコロナ対策費という格好で行いますので、やっぱり一般財源はどうしても多少出てくるかとは思いますが、この事業に幾らとかいうような形にはならないと考えております。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第1号の質疑を終結します。

議案第2号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第2号の質疑を終結します。

議案第3号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○3番 それでは、質問をさせていただきます。

先ほどこの件については副町長のほうから説明ありましたが、補正にしたら若干金額が大き過ぎるというように思うんですよ。ですから、その細部の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長 執行部。片岡産業建設課長。

○片岡産業建設課長 岡田議員のご質問にお答えいたします。

変更金額1,245万2,000円というふうになっております。変更の内容としまして、起点部分、山側なんですけれども、約16mぐらいなんですけれども、すごく山の状態が悪くて、今現在も石がぼろぼろと落ちてくるような状態です。その部分、当初も何か構造物なりしなくてはという部分もあったんですけれども、当初、そこを一応計画はしておりましたけれども、工事の中に含めておりませんで、何かいい方法はないかというようなこともあって、落石防止網、密着型ネットというものになるんですけれども、そういうもので山全体を押さえようと、そういうことになりまして、その面積が約192平米。

その部分と、山留めのコンクリートブロック積みがあるんですけれども、その部分の、横断上、面積を計上しておったんですけれども、現地で検討等を行いまして、それが約90平米ぐらい増加となっております。そういう変更等を含めまして、今回の1,245万2,000円というふうな増額となりました。

入札残金、それもございまして、それと、当初、四国電力等の電柱の移転補償費、そういうものも見込んでおりましたけれども、そういう部分が割と安くといいますか、補償費が減額になったことから、入札残金等を充当いたしまして、変更としております。

○議長 岡田良成君。

○3番 内容は大体分かったんですが、今、平たく言えば、こういう現場ではこういうところが潰れてくるといことは初めから想定できているような話だったんですよ。私たちが委員会で現場を見に行きました。そしたら、大体この工事ではここをやらないかん、こうせないかんというのは初めから分かっている想定なんですよ。だから、そういう危険なところだったら、初めから入札に入れて私はやるべきだと。今後のことです。今後のことですが、そういうふうをお願いしたい。やらなきゃいけないところを飛ばしておいて、

予算を削っというて、そしてまた補正で1,200万円もかけるというんじゃないくて、初めから危険なところは危険なところで工事をしていくということが大事ではないかと思いますので、苦言だけさせていただいて、終わります。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第3号の質疑を終結します。

議案第4号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 この財産取得のX線装置については、もう既に古いのがあるわけなんですけれども、これについて、この金額の中に、当然、産業廃棄物の中でも、放射能の廃棄物にこれはなるので、普通の金額ではないんじゃないかなというふうに思います。この1,902万4,000円の中には、購入費とその古い放射線、X線装置の廃棄が含まれているのかどうか、まだこれについては全く考えてないのか、処分先がどうなっていくのかということについて、可能な範囲でお答えください。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 片岡智準議員のご質問にお答えをさせていただきます。

処分料のほうは含まれておりません。新しい、今、第1期工事の分に納入していただくシステムとしまして1,924万5,000円ということになっています。旧の診療所にありますので、まだ第2期工事になりますので、来年度の予算ということで、まだ処分の先とかというのもまた業者と相談をしなければなりませんので、ご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 片岡智準君。

○4番 分かりました。

ただ、なんしか物が放射能を持った廃棄物です。廃棄物になるかどうか、利用ができるかどうか分かりませんが、廃棄物があのままずっと放置されることが長期間ないようにだけお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長 片岡保健福祉課長。

○片岡保健福祉課長 片岡智準議員の再質問にお答えをさせていただきます。

古い分、CTにつきましては、平成18年度に購入をさせていただいております。平成19年の1月購入ということになっております。処分につきましても、保健所のほうの指導等

もありますので、十分にそれを留意しまして、設計業者と相談をして決めていきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第4号の質疑を終結します。

日程第9、これより討論・採決を行います。

議案第1号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

賛成者全員。よって、議案第1号、令和2年度仁淀川町一般会計補正予算（第6号）に
ついては原案どおり可決されました。

議案第2号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

賛成者全員。よって、議案第2号、令和2年度仁淀川町簡易水道事業特別会計補正予算
（第2号）については原案どおり可決されました。

議案第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

全員賛成であります。よって、議案第3号、令和2年度地方創生道整備推進交付金事業
町道寺村大板線改良工事請負契約の一部変更については原案どおり可決されました。

議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成者全員。よって、議案第4号、財産の取得については原案どおり可決されました。
暫時休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時02分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和3年第1回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時02分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員